

令和6年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(18日目)

令和6年9月19日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第67号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第68号 永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第69号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第70号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第71号 永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について
- 第 6 議案第72号 永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定について
- 第 7 議案第63号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第64号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 9 議案第65号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第10 議案第66号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第11 議案第74号 永平寺町防災公園条例の制定について
- 第12 請願第 3号 訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
- 追加日程第 1 発委第4号 訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について
- 第13 請願第 4号 「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書
- 第14 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番	中村	勘太郎	君
2番	長岡	千恵子	君
3番	川崎	直文	君
4番	朝井	征一郎	君
5番	清水	紀人	君
6番	金元	直栄	君
7番	森山	充	君
8番	清水	憲一	君
9番	滝波	登喜男	君
10番	齋藤	則男	君
11番	上田	誠	君
12番	松川	正樹	君
13番	楠	圭介	君
14番	酒井	圭治	君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合	永充	君
副町	長	北川	善一	君
教育	長	竹内	康高	君
消防	長	宮川	昌士	君
総務課	長	多田	和憲	君
財政課	長	原	武史	君
契約管財課	長	朝日	清智	君
総合政策課	長	清水	智昭	君
えい住支援課	長	深水	正康	君
建設課	長	竹澤	隆一	君

農 林 課 長	島 田 通 正 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
福 祉 保 健 課 長	高 嶋 晃 君
住 民 税 務 課 長	吉 川 貞 夫 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	吉 田 正 幸 君
子 育 て 支 援 課 長	池 端 時 枝 君
会 計 課 長	波 多 野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですから、ただいまの答弁内容の取消し及び訂正について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの事項について、発言の取消し及び訂正を許可することに決定いたしました。

それでは議事に入ります。

～日程第1 議案第67号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(酒井圭治君) 日程第1、議案第67号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第67号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第68号 永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(酒井圭治君) 次に日程第2、議案第68号、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第68号、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第69号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(酒井圭治君) 次に日程第3、議案第69号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第69号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第70号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第4、議案第70号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第70号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第71号 永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第5、議案第71号、永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第71号、永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第72号 永平寺町農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第6、議案第72号、永平寺町農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第72号、永平寺町農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時9分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 議案第63号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第7、議案第63号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第63号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第64号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に日程第8、議案第64号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第64号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第65号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に日程第9、議案第65号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第65号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第66号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に日程第10、議案第66号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第66号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第74号 永平寺町防災公園条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第11、議案第74号、永平寺町防災公園条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第74号、永平寺町防災公園条例の制定について、提案理由を申し上げます。

追加議案書をご覧ください。

松岡地区に設置されております二つの防災公園につきまして、条例による位置づけが必要であるため、新たに条例を制定するものでございます。

このたびは、議案第70号の質疑の中で、このようなことに気がつくこととなり申し訳ございませんでした。今後はさらに慎重を期し業務に臨むとともに、議会における発言の重さも十分に踏まえた答弁を行うよう留意してまいります。

以上、議案第74号の提案理由といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明を申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、議案第74号、永平寺町防災公園条例の制定について、追加議案書にて補足説明させていただきます。

第1条の設置では、防災公園を設置する目的を記載しております。

第2条では、防災公園の名称と住所を記載しております。

第3条では、行為の制限で、使用申請及び許可の内容を記載しております。

次のページになります。

第4条の使用の許可の取消しでは、許可の取消し、使用の停止または使用の許可条件の変更について記載しております。

第5条の原状回復では、使用を終了したときは速やかに施設を原状に回復する

ことを記載してございます。

第6条の損害賠償では、施設を損傷等させた場合について損害賠償を請求することができることを記載しております。

第7条の自己の責任では、自身の不注意又は不可抗力により事故が生じた場合、町はその責めを負わないと記載しております。

第8条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると記載しております。

なお、この条例の施行期日は公布日からとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 公園条例の一部を改正する条例の制定のときに、防災公園が入っていないのでないかっていうことで質問した意味は、防災公園にこだわったわけではないです。防災公園も普通の公園も、ある意味同じと思っていたからです。ちょっと何か違う位置づけがどうなのかっていうのがよく分からない。

僕は、公園条例の下に二つ付け加えてもよかったのではないかなとは思っています。ただ、公園条例の中見てみますと、例えば志比塚の公園なんかは、以前、町の土地と、たしか志比塚の区の土地になっていると思いますが、交換する話があって、それがうまくいかなかったと思います。今はどうなっているかは知らないですよ。

志比塚の公民館の下にある地面にたしか地代を頂いて貸していた地面があったと。それと交換してほしいっていう志比塚からの申出が以前あったと思うので、それらも含めて、この際、いろいろ公園のことについては考えてもいいのではないかと。特に、防災公園って言われるけども、これはやっぱり町長は、わざわざ西公園の跡地は公園にまた戻しますと、以前に、西幼稚園の跡地については公園に戻しますっていう取組をしました。町内でこういう条件があるところは、どうなるかは分からないですけども、空き家なんかできて、今度の相続の問題で、管理が難しい地面が町に今度来る場合も、寄附がある場合も増えてくる可能性があるっていうことを考えると、何かそういう意味では、もっと楽に、防災公園とかなんとかっていう違いを設けずに公園を増やしていくことを考えられるのでは

ないかなって思うところです。

あんまり防災公園との区別が私の中ではついていないので、どこの公園も何か災害あったときには、みんなの集まる場所になるのではないかなって思うところがあるので、その辺はやっぱり今後のことも含めると、防災公園の条例をつくったのはいいですけど、両方を含めてどう考えていくのかも先行きの方向を示していただくとありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 副町長。

○副町長（北川善一君） 公園の在り方については、またこれから検討させていただこうと思いますが、この防災公園については、そもそも地区からの要望に応じて、町のほうで整備した公園という位置づけ、ほかの公園と違うことになっています。管理の仕方も基本的な日常の清掃とか維持管理は、地元区が無料でやっていただくという位置づけになっているので、ほかの農村公園とか河川公園もありますように、目的に応じた個別の条例を今つくらせてもらっています。これからまたどうしていくかと言うのは、またこれから検討させていただこうかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 全ての公園が防災、災害時何らかに利用することになりますので、防災計画の中にも改めて今、防災公園という文言も一部入っています、永平寺町の公園、永平寺町公園というのがありますので、計画の中では、やっぱり防災計画の中に公園の位置づけ、ここをちょっと1回明確にしていきたいなと思っております。今金元議員おっしゃるとおり、位置づけが微妙になっていて、そこで防災公園とうたってあっても、実は2か所しか対象になっていないっていうのもあります。防災公園及び他の公園とか町内の公園と、そういった文言も見直しをしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 志比塚にしても御公領にしても、ほかの開発された団地については一定割合を公園にというのが、以前は条件厳しくて、最近は少し緩和されてきたみたいですけど、公園がやっぱりあるわけですね。そういう公園は、たしか町に寄附されているのではないかと思います、道路なんかと一緒に。区画開発されたところにある、平成なら平成にある、御公領はありますね。学園にも公園があると思います。だから、そういうことの位置づけもどうしていくのかってことを、どっかで基準を決めて、何平米以上ある場合は町の公園条例にのせるとかい

うことも、考えてみると、開発していくところには必ず公園ができるはずですから、それらもどうしていくのかっていうことを、やっぱりこの際、条例のことがあったので、防災公園にするかどうかは別にして、位置づけをきちっとしていくといいと思います。

ただ、一つだけ思うのは、松岡公園とほかの公園ではちょっと意味が違った。たしか都市計画に基づく風致公園と普通の公園と何か違いがあったりするので、その辺の位置づけも一緒なところを書いてあるのでよく分からないなって、私の中では。他の人は分かっているのかもしれないですが、その辺ももう少し区別していろいろ、行政の関わり方も含めて、位置づけも含めて考えられてはいかがかなと思います。

○議長（酒井圭治君） 建設課長

○建設課長（竹澤隆一君） 永平寺町公園条例につきましては、都市計画事業で設置した公園、こちらのほう管理しているような形になっています。今、金元議員言われたように、民間で開発された開発行為で起こした公園ですね、そういったものについても、この条例に準じてうちが建設課に移譲されていますので、管理をしているというような状況でございます。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 公園条例と少し照らし合わせて見ているのですけれども、一つは使用したときの使用料とかがっていうのは発生するののかどうかっていうことなんかをうたってないです。多分委員会でも質問したときに、その他必要な事項は規則で定めるとなっているのですが、この第8条の規則というのは具体的にどういうことを定めてあるものなののでしょうか。これが定めるのなら、ちょっとその辺、こういうものを定めるっていうことでも結構ですのでお答えいただきたいのと、あと、こういう防災公園、後に今後も設置するっていう意図はあるのでしょうか。それとも、この二つで当面終わりですよという考え方でしょうか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 規則では、今の使用申請の何日前に出してもらおうとか、こういったペーパーで出してほしいとかがあります。また、先ほど言っていた維持管理についての区分を分けて、町はここ、地域ではここという形で載せていくところですよ。

使用料につきましては、あくまでもその地区の形でやっていくということで、

あんまり営利目的とかそういったところではないと思って、今手数料のほう記載は考えてございません。あと、今後の防災公園につきましては、地域防災計画ではそういった公園も今後増やしていこうという形でのせておりますが、近々にすぐやるとかそういったことは今計画してございません。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第74号、永平寺町防災公園条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第74号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第74号、永平寺町防災公園条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 請願第3号 訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第12、請願第3号、訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書の件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、朗読いたします。

請 願 第 3 号

2024年8月8日

永平寺町議会議長

酒 井 圭 治 様

請願者 福井県社会保障推進協議会

代表委員 奥 村 宗 市

代表委員 長谷川 浩 昭

代表委員 山 野 寿 一

紹介議員 金 元 直 栄

訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

【請願趣旨】

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りや不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。すでに（株）東京商工リサーチ社の調査では、今

年1～6月期の介護事業所の倒産は前年同期の1.5倍に達し、その約半数が訪問介護となっています。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で1.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月額7500円、2025年度に月額約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。これらのことから、県内の若狭町議会をはじめ、全国では42議会が6月定例会で同様の趣旨の請願を採択しました。（中央社会保障推進協議会調査）

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【請願項目】

1. 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 本件は、去る令和6年9月2日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が

提出されております。本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、報告いたします。

当請願第3号につきまして、当委員会のほうで審議を行いました。

この内容については、報道等いろいろな形で知られていることであり、現状の実害があるという紹介であります。

それで、質問の中には、他市町、全国的にはどういう動きかっていうのはここに書いてありますが、話が出ました。その結果、県内では、今のところ、若狭町と越前町が採択、それから大野市が継続審査、それから鯖江、池田はまだ紹介議員がいなかったため未提出、ほかの市町については今、審議中ということであります。

そういう観点から、この問題について、請願についてはおおむね合っているのではないということから採決を求めました。採決の結果、全員にて採択という結果を得た次第であります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

これより、請願第3号、訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

したがって、本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（酒井圭治君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前 11 時 49 分 休憩）

（午前 11 時 51 分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、教育民生常任委員長から、発委第 4 号、訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についての件が提出されました。

本件について、お手元に配付の議事追加日程のとおり、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第 1 発委第 4 号 訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について～

○議長（酒井圭治君） これより、追加日程第 1、発委第 4 号、訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についての件を議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、教育民生常任委員長から議案が提出されております。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） 朗読します。

発 委 第 4 号

訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり永平寺町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和6年9月19日

永平寺町議会議長 酒井 圭治 様

提出者 永平寺町議会

教育民生常任委員長 上田 誠

訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りや不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに2023年度の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月約7500円、2025年度に月約6000円と見込みます。しかし、財源の根拠が不明確でベ

ースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、訪問介護の基本報酬の引下げ撤回と介護報酬の引上げの再改定を早急に行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月19日

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

永平寺町議会 議長 酒井 圭治

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほどは請願の採択ありがとうございます。それに基づきまして、以上読み上げたような意見書を提出したいと思います。

これは、全国的な流れの中、また介護職の人材不足をある面では解消すべきだということの意味合いの意見書であります。よりまして、こっちの意見書の提案理由とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

発委第4号、訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についての件を原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり、意見書を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出することに決定いたしました。

～日程第13 請願第4号 「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書の件～

○議長(酒井圭治君) 次に日程第13、請願第4号、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書の件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(清水和仁君) それでは朗読します。

請 願 第 4 号

件名

「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書

紹介議員 金 元 直 栄

紹介議員 上 田 誠

請願の趣旨

1. 国に対して、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」を提出してください。

請願の理由

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるもので、あってはならないと誰しもが認めるものです。しかし、冤罪事件は後を絶たず、2000年代に入って足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、東住吉事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件などの重大事件で再審無罪判決が相次いで出されま

した。

再審は、無辜が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪になる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情です。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことが多くあるということです。再審請求では、事実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものです。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれなかったはずです。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。袴田事件の第1次再審請求では、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しました。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年には再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げました。こうした悲劇を繰り返さないためには、公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明白です。

袴田事件の第2次再審請求では、東京高裁にて再審が決定され、圧倒的な世論の力に押されて検察も不服申立てをできませんでした。この東京高裁決定では、「着衣5点」の証拠を巡って、警察による捏造ではないかとの強い非難が行われました。

福井女子中学生殺人事件（前川事件）では、2022年10月に第2次再審請求が提出され、第三者協議がこの4月をもって結審し、今秋に決定が言い渡される状況です。この事件でも、警察によって証人の証言が誘導されたことが強く疑われています。前川さんは、一度も自白しないまま、一審で無罪、上級審で逆転有罪となり、服役後、冤罪を晴らすために長きに渡って再審請求をしています。

このような再審の状況を踏まえて、3月11日には、国会にて超党派による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が発足し、国政上の重要な課題にもなっています。また、全国の303（7月12日現在）の地方議会からも改正を求める意見書が国に提出されるなど、世論が高まっています。

つきましては、貴議会から国に対して、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を提出していただけるようお願いします。

令和6年8月19日

永平寺町議会議長 酒井 圭治 様

請願者 日本国民救済会福井支部

代表者 岸 下 淳 一

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 本件は、去る令和6年9月2日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 7番、森山です。

この請願の内容について委員会で協議した結果、内容について不明確な点がある、その内容の整合を図る上では弁護士等の専門家の意見が必要であろうという意見が出ました。

そこで、採決した結果、不採択多数ということになりました。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） これを提出させていただきました。実は私も提出するという話は聞いていたのですが、この再審法の見直し、改正を求めるということについては、超党派の国会議員団がつくられていて、そこに福井でも日弁連再審法改正全国キャラバンの一環として基調講演とトークセッションを見ると、要するに弁護士が中心になってつくられている組織ですね。そこに自民党の国会議員でもあります稲田朋美さんも名を連ねているっていうのを、ビラを見てびっくりしました。そういうことを言うと申し訳ないのですが、やはり弁護士の間では、再審法というのはやっぱり問題だと。特に、再審については、新しい証拠をとか言うの

ですけど、証拠の全てはやっぱり警察や検察が握っている。そこを再審のときには、再審請求の後には全て開示すればいいのですけども出さない。追及されて初めて出てくる。それでおかしいよっていう話が出てくる。特に尋問のときのテープなんかが出てきたりして、いや、中抜きで出てくるのですけども、それでも状況がなかなか難しい、取調べの厳しさなどが見られているっていうのは、これまでも言われてきたことだと思います。

福岡県であった殺人事件では、再審請求の準備をしている間に死刑が執行されてしまった人もいらっしゃいますから、そういうことを考えると、もっとスムーズに再審が進むようなシステムにすること、それと、誰が見ても、この証拠なら疑えないなというものを全て出してもらおうことが、プラスになるかマイナスになるかは別にして、全て証拠を出してもらおうような制度にしていかないと、本当にいわゆる冤罪で悩んでいるのですかね、本当に命がどうなるか分からない状況に置かれている人たちを救えることにもつながっていかないと思います。どうして、ごく普通のですし、超党派の国会議員が集まってすぐに改正していかなくやいけないって論議されているのですから、それはやっぱり我々も応援したほうがいいのではないかなって思うのですけど。それと、文章については、やっぱり弁護士も関わっているということだけ言っておきます。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 質問させていただきます。

紹介議員の一員として、当日説明をさせていただきました。今ほど委員長の説明の中に不明瞭な点というご発言はあったのですが、例えば、この文書のどこであるとか、内容のところでは不明瞭となった点はどこだったのか、当日説明させていただいたときには、微力ながら、それについてご説明した思いがあるのですが、そこらあたりが、その後どのような不明瞭な点があったのか、ちょっとお聞かせいただければ助かります。

○議長（酒井圭治君） 7番、森山君。

○7番（森山 充君） この内容の中で証拠の全面開示というお話もあったのですけれども、全面というのは本当に可能なのかどうかも分からないというところと、いたずらなそうした再審請求みたいなところを述べているわけです。そこら辺も、いたずらなっていうのはどういう意味なのかっていう点が不明確だということですね。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 申し訳ありません。私の説明が至らなかった部分も多々あったかと思うのですが、全面開示っていうのは、後で意見書のところでそういう文書が出ています。それから、いたずらにというのも意見書の文書が出ているわけですが、請願の趣旨、内容につきましては、ぜひともご高覧いただければ、証拠を開示してない部分があるよというようなところ、それから、不服申立てのところも、要は検察の権威をというところから、上告するっていうのが当たり前じゃないですけど、そういうようなところは全国的な経緯があると思うのですが、そういう点を、ぜひ今回の採決に当たりましてご配慮いただきたいと思います。

その意味合いを求める意見書については、また皆さんと一緒に、その内容については協議すればいいと思いますので、今回のこれの採決に当たりましては、ぜひ趣旨のほうをご賛同いただきますよう心よりお願いして、私の質問とします。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、質疑を終わります。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ただいま動議が出されました。発言を許します。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 許可いただきありがとうございます。

この請願の採択に当たって、趣旨採択にすべきという提案をさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） ただいま、8番、清水憲一君から、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書の件について、趣旨採択とすべきとの動議が提出されました。

この動議について賛成者はありますか。

（起立多数）

○議長（酒井圭治君） ただいまの動議は賛成者がおりますので、成立いたしました。

8番、清水憲一君の動議を議題といたします。

この件について質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですので、質疑を終わります。

自由討議、討論を行い、採決をします。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 暫時休憩。

賛成者がありました。動議がありましたので、動議が成立いたしました。成立しました。趣旨採択に対しての質疑というのを許可いたしました。質疑がございませんでした。ですので、自由討議、討論を行うというところに入り、採決いたします。

(発言する者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入りましたら、今趣旨採択に対しての賛成反対の討論ですね。大丈夫ですかね。

(発言する者あり)

○議長(酒井圭治君) 質疑がなかったので。

(発言する者あり)

○議長(酒井圭治君) よろしいですか。質疑を終わらして、次に自由討議、討論というふうに入ります。よろしいですか。

(発言する者あり)

○議長(酒井圭治君) そうです。はい、今その部分ですね。

(発言する者あり)

○議長(酒井圭治君) 自由討議、討議に入りますからね、はい。よろしいですね。

(午後 0時12分 休憩)

(午後 0時13分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

自由討議、討論を行い、採決いたします。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 賛成討論です。いいですか。

○議長（酒井圭治君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、趣旨採択とすることに反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なしですね。

次に、趣旨採択とすることに賛成者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、趣旨採択でも、やっぱり議会で論議になって多くの議員がそれに声を上げたという意味では大事なことだと思います。

なかなかこういう再審法、現状を見ていると、再審の冤罪ではないと言われる事件がやっぱり多く残っていたりしますので、それがやっぱり議会の話題になる、こういう機会を通じて広がっていくことを、これから先のことを考えると非常に大事ななと思うので、賛成の立場を取っていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第4号、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（酒井圭治君） 起立全員です。

よって、本件を趣旨採択とすることに決しました。

～日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（酒井圭治君） 次に日程第14、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から目下、各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

暫時休憩します。

これで閉会ということになります。よろしゅうございますね。

(午後 0時17分 休憩)

(午後 0時17分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る9月2日の開会以来18日間にわたり、その間提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを深く感謝申し上げます。

今後とも、議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。なお、会期中指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願ひ申し上げます。

これをもちまして、令和6年第5回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和6年度一般会計補正予算をはじめ、条例改正等につきまして慎重にご審議をいただき、また妥当なご決議を賜り誠にありがとうございました。

さて、今月29日土曜日に、町スポーツ協会主催の松岡、永平寺、上志比、各地区の体育祭が開催されます。コロナ禍での中断を経て再開された、また、町スポーツ協会が主催する最初の体育祭となった昨年の大会は、誰もが楽しめる競技

が多く、町民の皆様の笑顔があふれる大会となりました。

第2回となる今大会も、スポーツ協会の方々が、町民の皆様が触れ合い、笑い声が絶えない大会となるようプログラムを考えられたとお伺いしております。町民の皆様が参加され、秋のひとつきにスポーツを楽しむことができるよう、心より願っております。

また、町文化祭実行委員会が主催する文化祭も、ふれあいセンター天井改修の影響から、3地区での分散開催となります。今年の文化祭は、「つながろう つなげよう 未来へ」をテーマに、松岡、永平寺地区は来月26日から27日に、上志比地区が11月2日から3日に開催予定でございます。

実行委員会の皆様が各地区の特色にあふれた内容を協議され、公民館等で活動されている団体の皆様、個人で活動されている方々の参加申込みも多数いただいているとのこと。展示作品の鑑賞、各会場での体験、お茶席を設ける会場もございますので、芸術の秋も堪能していただけたらと思っております。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 本日はどうもご苦勞さまでした。

（午後 0時20分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員